

時 期	初動段階
区 分	広域応援要請と配分調整
分 野	広域応援要請と配分調整
検 証 項 目	警察への応援要請と配分調整（応援要請に対する警察の対応と配分調整）

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、警察官職務執行法、道路交通法、刑事訴訟法等
執 行 主 体	警察
財 源	一般財源
概 要	警察では、平素から災害危険箇所の点検等を行うとともに、災害の発生に際して、災害警備本部を設置して所要の体制を確立し、情報の収集、救出救助・行方不明者の捜索、住民の避難誘導、交通規制等、所要の災害警備活動を実施している。 阪神・淡路大震災においては、救出・救助活動や行方不明者の捜索、遺体の検視、救援物資等の輸送、災害警備などの災害対策活動の需要が増大したことから、全国の警察からの応援を受け、被災地域における各種活動が展開された。

阪神・淡路大震災時における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置 法令の整備等</p> <p>【国家公安委員会（警察庁）】 警察法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第226号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災による被害を受けたことに伴い兵庫県の区域において市民生活の安全と平穏の確保のため必要な警察の事務が増大していることに鑑み、兵庫県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準の特例を定めることを内容とする警察法施行令の一部を改正する政令を、平成7年6月2日公布、同日から施行した。[『平成7年版警察白書』警察庁] <p>取組内容</p> <p>【国家公安委員会（警察庁）及び派遣部隊】 警察庁及び近畿管区警察局では、直ちに災害警備本部を設置するとともに、兵庫県警察、大阪府警察をはじめ被災地を管轄する14府県警察本部も各々災害警備本部等を設置した。[『平成7年警察白書』警察庁,p41]</p> <p>兵庫県内には全国から機動隊員等約5,500人のほか、ヘリコプター及びパトカー、移動交番車等約200台並びに白バイ、捜査用車両等約80台が投入され、兵庫県警察と一体となって、a.被災者の救出救助、地域住民の避難誘導、行方不明者の捜索活動、b.緊急輸送路、復興物資輸送路の確保等の交通対策、c.被災地における各種犯罪防止等のための被災地域集団パトロール隊、避難所緊急パトロール隊及び婦人警察官で編成された、のじぎくパトロール隊による警戒警ら活動等の災害警備活動に当たった。[『平成7年警察白書』警察庁,p41-42]</p> <p>兵庫県警察に対する支援のため、大阪府警察では「兵庫県南部地震支援対策本部」を設置し、兵庫県警察に応援派遣された警察官の宿泊所や補給等の支援活動に当たった。[『平成7年警察白書』警察庁,p42][『阪神・淡路大震災 警察活動の記録 都市直下型地震との闘い』兵庫県警察本部,p52-53]</p> <p>救援部隊、救援物資等の輸送</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察では、被災地への医薬品、食料、燃料等の緊急物資搬送車両、復旧工事車両等に対して、パトカーによる先導を約2,400回実施したほか、警視庁、大阪府警察等14都府県のヘリコプター延べ約230機、兵庫県警察、大阪府警察の船舶延べ約560隻によりレスキュー隊員、資機材、医師等の救護班の輸送のほか、医薬品、飲料水、食料等の救援物資の搬送を行った。[『平成7年警察白書』警察庁,p45] <p>海外からの救援の受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察では、平成7年1月21日から1月25日までの間、阪神・淡路大震災被災地救援のため来日し

た隊員61名、救助犬4頭から成るフランスの地震災害専門チームを受け入れ、その活動を容易にするための同行支援を行った。[『平成7年警察白書』警察庁,p46]

検視・身元確認活動

- ・警察で把握した死亡者の情報は、全国の都道府県警察本部にコンピュータシステムを通じてオンラインで伝達され、肉親等からの死亡者照会に迅速に対応できるように措置された。[『平成7年警察白書』警察庁,p46]

地震発生直後の交通対策

- ・地震直後に、道路の被害状況を確認し、通行が不可能な道路、危険な道路の通行制限を実施した。隣接府県警察においては、被災地への車両の乗り入れを制限するとともに、交通情報板等を活用して通行禁止状況やう回路等の情報を提供し、被災地への車両の流入抑制のための広報を行ったほか、(財)日本道路交通情報センターや関係団体を通じた広報や情報提供を行った。さらに、通行可能な道路の確認後、1月18日早朝には、救助・救援活動の車両の通行を確保するため、緊急輸送車両以外の車両の通行制限、パトロールカーによる先導、警察官の誘導等により、広域的な緊急輸送ルートを設定した。その後、道路の復旧に合わせて随時ルートの見直しを行うとともに、ルートの実効的確保を行うなど、より効率的な緊急輸送の確保に努めた。1月28日には、被災地の市民の足を確保するため、不通となった鉄道の代替バスのための専用レーンを幹線道路に確保し、その円滑なバスの運行を確保した。このほか、被災地域は、東西を結ぶ交通の要衝であることから、国道9号線等を利用する広域的なう回路に関する情報を提供するなどして東西の物流・旅客輸送路の確保を図った。[『平成7年警察白書』警察庁,p47]

復興期の交通対策

- ・関係省庁・自治体の要望を踏まえ、復興物資の輸送を行う車両の通行の円滑化を図るため2月25日に復興物資輸送ルートを設定した。また、これと同時に、生活関連物資等の円滑な輸送を確保するため、生活・復興関連物資輸送ルートを設定するなど総合的な交通対策を実施した。[『平成7年警察白書』警察庁,p48]

全国からの応援派遣による地域安全活動

- ・被災地における治安を確保するため、全国から約200台のパトカー、移動交番車等が派遣され、被災地の機動力は、通常時の約5倍に強化された。被災地においては、徒歩又はパトカー等によるパトロールが絶えず行われ、倒壊家屋に埋もれたままになっている財産や家族の思い出の品を盗難等から守るなど、犯罪発生の抑止に効果を上げた。[『平成7年警察白書』警察庁,p49]
- 被災地の交通対策や治安対策をより強力に推進するために、全国からの特別出向者500名によって編成された「フェニックス隊」が発足し、機動捜査隊、自動車警ら隊(フェニックスパトロール隊)、交通機動隊(フェニックストラフィック隊)に属して活動を開始した。(フェニックス隊が発足したことにより、地震発生直後から続けられてきた応援部隊の特別派遣は7月31日をもって終了)。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録 都市直下型地震との闘い』兵庫県警察本部,p247-248]

阪神・淡路大震災における諸活動を通じて得た教訓を活かし、災害時の被害情報の収集・伝達体制の整備、広域的な即応能力や高度の救出救助能力等を有する広域緊急援助隊の設置等を行った。[『平成8年版防災白書』国土庁,p62][『平成7年警察白書』警察庁,p60-61][『平成8年警察白書』警察庁,p287]

阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果

全国から国際緊急援助隊員、レスキュー部隊員を中心とした機動隊員等約5,500人が兵庫県内に派遣され、県警察と一体となって、約1万6,000人体制で各種装備し、各種装備資機材や大型工作機械等を活用して被災者の救出救助活動、行方不明者の捜索等に当たった。また、ヘリコプター及びパトカー、移動交番車等約200台並びに白バイ、捜査用車両等約80台が投入された。[『平成7年版警察白書』警察庁,p43-44]

警察法施行令の一部を改正する政令の公布・施行により、8年3月31日までの間は500人、8年4月1日から9年3月31日までの間は400人、9年4月1日以降当分の間は300人の増員措置を実施した。[『平成7年版警察白書』警察庁,p42]

<p>県</p>	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>【兵庫県】 自衛隊、警察、消防等と連携が図れるよう体制を整え対応した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p52] 兵庫県警に、自衛隊、消防と連携し救助に全力を尽くすよう要請した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p9]</p> <p>【兵庫県警察本部】 知事（災害対策本部長）から、自衛隊に対し10時に出動を要請した。その後11時に、知事から警察、自衛隊、消防と連携し救助に全力を尽くすよう要請を受けた。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県』p9] 本部長通達「平成7年兵庫県南部地震災害警備に伴う勤務制の変更について」(H7.1.17兵警地一般第11号)を发出し、当分の間3交替勤務制を2交替勤務制に変更し、災害警備体制の確保及び警備要員の差し出しに伴い、一般治安体制の強化を図った。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録 都市直下型地震との闘い』兵庫県警察本部,p53] 直ちに県下の警察職員に非常招集を発令し、早期に警備体制を確立して被災者の救出救助活動をはじめ地域住民の避難場所への誘導等災害警備活動に当たった。警備活動の概要は次のとおりである。</p> <p>救助・捜索活動 警察署の宿直員、地域課員等が倒壊家屋からの救助、被害実態把握等の即応的活動を行うとともに、消防、自衛隊等と連携しながら救助・捜索活動にあたった。</p> <p>遺体の収容、検視活動 他府県警、日本医学会による検視官や検視立会い医師の派遣、また急きょ全国から枢を調達するなどして対応した。</p> <p>交通警察活動 火災やビルの倒壊、道路の損壊等による交通危険箇所の把握とその対応、緊急交通路の確保などの対策を講じた。</p> <p>地域安全活動(後方治安対策) 交番の活動を中心として後方治安体制の強化を図ったほか、「受援パトカー隊」、「被災地域集団パトロール隊」、「安全パトカー隊」などの特別部隊により治安の維持にあたった。</p> <p>二次災害防止対策 地震直後から各警察署ごとに調査班を編成し、危険箇所の実態把握を行うとともに、各関係機関との緊密な連携を図り、住民に対して危険箇所の広報、避難勧告・誘導を実施した。 [『阪神・淡路大震災 警察活動の記録 都市直下型地震との闘い』兵庫県警察本部,p71-136]</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 警察からの応援の受入 ・17日中に、他府県警察への応援要請による派遣部隊2,500人を受け入れ、派遣部隊を含め警察官13,000人が出動し、被災者の救出・救助活動、行方不明者の捜索活動、遺体の収容・検視活動を行った。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p9] ・平成7年1月17日から7月31日までの間に特別派遣された部隊は426,430人。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p417]</p>
<p>市 町</p>	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置 (『阪神・淡路大震災 警察活動の記録 都市直下型地震との闘い』兵庫県警察本部)によると、警察と被災自治体等との連絡・調整状況は次のとおりである。</p> <p>【神戸市】 (灘警察署): 区役所、自衛隊、警察署の幹部が、その都度「被災捜索場所の任務分担、捜索の方法、装備資機材の差し出し分担、遺体搬送任務分担・方法等」について打ち合せ、確認した。</p>

	<p>[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録 都市直下型地震との闘い』兵庫県警察本部,p76] (兵庫警察署): 1月19日、21日、26日、陸上自衛隊、区役所、消防署、中部土木事務所、兵庫福祉事務所、警察署の幹部が会議を開催した。各主管分掌業務報告、各機関の今後の取り組み方針と対策(救出、救護等搜索活動が中心)、二次災害防止等各行政機関の行う搜索の範囲とその方法について協議、確認するとともに搜索活動推進のための交通規制等、今後の交通対策を決定した。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録 都市直下型地震との闘い』兵庫県警察本部,p76] (長田警察署): 区長、消防署長、自衛隊幹部、警察署長による四者会談、打ち合せを警察署長室で行い「搜索場所の任務分担・搜索の方法、遺体搬送任務分担・方法等」を確認した。自衛隊と同一場所を交互に搜索したり、案内の警察官を付けるなどして効率的に現場活動を行った。 [『阪神・淡路大震災 警察活動の記録 都市直下型地震との闘い』兵庫県警察本部,p77] (須磨警察署): 区役所、警察署長、警備課長、自衛隊幹部等で必要により会議開催。自衛隊に対して管内被災状況の説明をするとともに、警察が随時掌握した搜索必要箇所へ自衛隊部隊の派遣がスムーズに行われるよう連絡、応援体制の確立を図り、実施した。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録 都市直下型地震との闘い』兵庫県警察本部,p77]</p> <p>【西宮市】 (西宮警察署): 警察と西宮市災害対策室の幹部で会議開催した。倒壊家屋での人命救助対策、搜索方法、人員、装備等・警戒地域の選定と人員、統計報告の連絡方法・避難場所の警戒要領等・救急病院施設の確認と搬送体制・被災住民に対する対処方法等について協議決定した。1月28日以後は、重要事項を除きホットラインで打ち合せ・協議を行った。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録 都市直下型地震との闘い』兵庫県警察本部,p77]</p> <p>【芦屋市】 (芦屋警察署): 市、消防署、自衛隊に働きかけ、災害警備活動をスムーズに実施した。警察署の警備本部に市、自衛隊のデスクを設置し、責任者を配置して情報交換など行い、活動に反映させた。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録 都市直下型地震との闘い』兵庫県警察本部,p77]</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 (成果「県」参照)</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置 阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p>
<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果</p>	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 法令の整備等 災害対策基本法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災に対処するために行われた災害応急対策に従事する車両の通行が著しく停滞した状況等を踏まえ、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成7年6月16日公布された。その概要は以下のとおりである。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県公安委員会による災害時における交通の規制に関する措置を拡充し、都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができること ・通行禁止等が行われた場合の運転者の義務として、車両の運転者は、速やかに、当該車両を通行禁止等に係る道路の区間外又は道路外の場所へ移動しなければならないこととし、当該移動が困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならないこと ・警察官は、通行禁止区域等において、緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件の所有者等に対し、当該物件の移動等の措置をとることを命じ、命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができることとし、この場合において、警察官は、やむを得ない限度において、当該車両その他の物件を破損することができることとするとともに、当該破損については、損失補償の対象とすること。また、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、それぞれ </div>

れ自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができること
・国家公安委員会は、関係都道府県公安委員会に対し、通行禁止等に関する事項について指示することができること

[『平成7年版警察白書』警察庁]

- ・また、災害対策基本法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令319号）により、災害時における交通規制の手続き、交通規制の対象とならない緊急通行車両の要件、交通規制に係る国家公安委員会の指示について定めた。[災害対策基本法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令319号）]

取組内容

【警察庁】

広域緊急援助隊の設置

- ・阪神・淡路大震災の教訓等を踏まえ、大規模災害時に、都道府県の枠を越えて広域的に即応でき、かつ、高度の救出救助能力等を有する災害対策専門部隊として、全国の機動隊員、交通機動隊員等から成る広域緊急援助隊（総数約4,000人）を設置した。[『平成8年版防災白書』国土庁,p62][『平成7年警察白書』警察庁,p60]
- ・広域緊急援助隊は、国内において大規模な災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、被災地又は被災が予想される地域を管轄する都道府県公安委員会の援助の要求により、直ちに警察航空隊のヘリコプター等で当該地域に赴き、被災状況・交通状況等に関する情報収集、救出救助活動、緊急交通路の確保のための措置及び緊急通行車両の先導等の活動に従事するものである。平素から救出救助活動等の災害警備活動の練度の向上を図っているほか、広域的な派遣訓練を実施するなど、災害発生時の緊急出動に備えている。[『平成8年版防災白書』国土庁,p62][『平成7年警察白書』警察庁,p60]

装備資機材の整備

- ・警察庁においては、広域緊急援助隊の活動に必要なファイバースコープ、生存者探査機等の災害警備用資機材、レスキュー車、電源車等の車両、災害緊急車両誘導通信装置等の通信資機材等の整備を進めている。[『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総務庁行政監察局,p129]

情報伝達機能の維持確保

- ・警察では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、通信回線の信頼性及び安全性の向上を図るため、警察庁と道府県警察本部等とを結んでいる無線多重回線の2ルート化を完了させることとしているほか、各都道府県警察に衛星通信地球局の設備を整備することとしている。[『平成7年警察白書』警察庁,p62]
- ・大規模災害発生時においても、迅速かつ的確に被災地の状況を把握するため、衛星通信車やヘリコプターテレビを整備することとしている。[『平成7年警察白書』警察庁,p62]
- ・警察庁では、早期に初動措置に必要な情報収集を行うため、都道府県警察の通信指令室と被災現場の警察官との間で行われる無線通信の内容を警察庁及び管区警察局が同時にモニターできる体制を整備し対応している。[『平成7年警察白書』警察庁,p62]

国家公安委員会・警察庁防災業務計画

- ・防災基本計画の修正等を踏まえ、国家公安委員会・警察庁防災業務計画の大幅な修正を行い、a.情報収集・伝達体制の整備、b.広域緊急援助隊の整備充実、c.緊急交通路の確保、d.被災者等への情報伝達活動等の事項を追加整備した。[『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総務庁行政監察局,p129]

交通管制システムの整備及び信号機の点滅対策の推進

- ・交通管制システムの耐震化を図るとともに、自動起動型信号機電源付加装置を付加した信号機の整備を推進している。[『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総務庁行政監察局,p128]

東海地震に係る交通対策の見直し

- ・東海地震に係る警戒宣言発令時における緊急輸送車両の迅速・円滑な運行を確保するとともに、

	<p>地震防災強化地域の交通実態に即した広域的な交通規制を行うため、広域交通規制対象道路及び広域交通検問所の見直しを実施している。[『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総務庁行政監察局,p128]</p> <p>緊急通行車両等の事前届出制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災の教訓及び災害対策基本法の一部改正等を踏まえ、緊急通行車両等の事前届出制度を見直し、緊急通行車両等の交通需要の事前把握及び災害時における確認手続き事務の効率化を図ることとしている。[『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総務庁行政監察局,p128-129] <p>災害対策官の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 各管区警察局に災害対策官を設置し、各府県に対する指導、調整に万全を期すこととしている。[『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総務庁行政監察局,p129] <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果 広域緊急援助隊等の主な派遣実績</p> <table border="1" data-bbox="331 730 1428 931"> <thead> <tr> <th>年月</th> <th>災害の名称</th> <th>派遣援助隊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成11年6月</td> <td>広島県集中豪雨災害</td> <td>中国管区広域緊急援助隊約40人</td> </tr> <tr> <td>平成12年3月～5月</td> <td>北海道有珠山噴火災害</td> <td>東北、中部、関東管区広域緊急援助隊約630人</td> </tr> <tr> <td>平成15年7月</td> <td>熊本県集中豪雨災害</td> <td>福岡県警察広域緊急援助隊約40人</td> </tr> <tr> <td>平成15年7月</td> <td>宮城県北部地震</td> <td>東北管区広域緊急援助隊約120人</td> </tr> </tbody> </table> <p>[『平成15年度防災担当職員合同研修資料』内閣府,p135]</p> <p>交通規制計画の策定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家公安委員会・警察庁防災業務計画において、都道府県警察は災害による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画を策定することとしており、調査対象となった20都道府県警察本部では全て交通規制計画を策定している。[『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総務庁行政監察局,p68] 	年月	災害の名称	派遣援助隊	平成11年6月	広島県集中豪雨災害	中国管区広域緊急援助隊約40人	平成12年3月～5月	北海道有珠山噴火災害	東北、中部、関東管区広域緊急援助隊約630人	平成15年7月	熊本県集中豪雨災害	福岡県警察広域緊急援助隊約40人	平成15年7月	宮城県北部地震	東北管区広域緊急援助隊約120人
年月	災害の名称	派遣援助隊														
平成11年6月	広島県集中豪雨災害	中国管区広域緊急援助隊約40人														
平成12年3月～5月	北海道有珠山噴火災害	東北、中部、関東管区広域緊急援助隊約630人														
平成15年7月	熊本県集中豪雨災害	福岡県警察広域緊急援助隊約40人														
平成15年7月	宮城県北部地震	東北管区広域緊急援助隊約120人														
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>															
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>															
そ の 他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>															
<p>これまでの各方面からの指摘事項</p>																
<p>兵庫県警による「反省・教訓」によると、特に初期段階における関係機関の現場調整が十分できなかったため重複した捜索が行われた場面もあったことが指摘され、今後の教訓として所轄署長等が関係機関の現場責任者と作業区割りなど現場活動に関する調整を行うことが必要とされている。(『阪神・淡路大震災警察活動の記録～都市直下型地震との闘い～』兵庫県警察本部)</p>																
<p>課題の整理</p>																
<p>自衛隊、消防等関係機関との連携・役割分担のあり方の検討</p>																
<p>今後の考え方など</p>																
<p>震災の経験を踏まえて今後も連携のあり方を検討していく。(尼崎市)</p>																